

■ 販路開拓事業	
要綱上の 対象経費	感染症拡大防止のための ①インターネット販売サイト等出展費 ②デリバリー、テイクアウト等対応費
① インターネット販売サイト出展費	○経費として認めるもの ・ EC モール（Amazon、楽天市場など）の初回出展時にかかる費用であり、今後発生しないもの 登録費用、出展料（月額出展料など時間経過により発生するものを除く）など ×経費として認めないもの ・ EC モールの出展に伴い継続して発生する費用 出展料（月額出展料など時間経過により発生するもの）、安全性・利便性向上のためのシステム利用料 など ・ 出品物販売に伴い発生する費用 販売手数料、決済システム利用料 など
② テイクアウト等対応費	○経費として認めるもの ・ テイクアウト用消耗品費 容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、クーラーボックス など ・ テイクアウト実施を知らせる広告費 チラシ、ポスター、看板、のぼり旗、動画制作費 など ・ テイクアウトに利用する配送用車両の借上げ費 自動車・原動機付自転車 ・ テイクアウト用出入口の工事費 テイクアウト専用カウンター工事費 ×経費として認めないもの ・ 資産価値を有し、補助金交付後、売却により高い利益を得る見込みのもの プリンターインク費、配送用車両の購入費、真空パック機の購入費など ・ 宅配事業者への委託料 UberEats など